

共謀罪を中心とした「組織犯罪処罰法」の強行採決に抗議する声明

2017年6月15日、参議院本会議で憲法違反となる内心の自由を脅かす共謀罪を中心とした「組織犯罪処罰法」を強行採決し、自民・公明・維新などの賛成で成立させた。

この参議院本会議での採決に至る過程では、参議院法務委員会で審議を充分に行わないまま、参議院本会議で「中間答弁」という手法を取り、法務委員会での採決を省略し、強引に採決したものである。

このような暴挙は断じて許せるものではない。

政府は、「国際組織犯罪防止条約」批准やテロ対策のためには必要な法だとしているが、すでに日本は13本のテロ防止関連条約を批准し、内乱陰謀罪や私戦陰謀罪などをはじめとした法律でテロに対応はできることは明らかになっている。

さらには、国会答弁で政府側は、「内心の自由を侵すものではない」「一般人は関係ない」としてきたが、「一般人」と「組織的犯罪集団」を判断するのは捜査機関であるとして、捜査機関の判断によって「一般人」が「組織的犯罪集団」に変化する恐れのあるものである。

そして国連人権理事会の特別報告者が、プライバシーに関する権利、表現の自由への過度の制限につながる可能性があるとして警告する書簡を政府に送るなど、この法律の異常性が明らかになっている。

憲法19条に違反し、国民の思想信条の自由を奪い去る違憲立法である「共謀罪」を多くの反対の声を無視し、強行採決した与党に強く抗議し、賛成に回った維新などの政党へも抗議するものである。

国労東海本部は、多くの国民や労働者が声をあげられずに破滅の道、戦争へと突き進んで行った過去の歴史を忘れずに、平和な未来に向け、戦争法反対の声をあげ続け、現代版治安維持法である共謀罪を廃止に追い込むまで闘い続けることを改めて表明する。

2017年6月15日

国鉄労働組合東海本部